

# 定額減税 1人年4万円

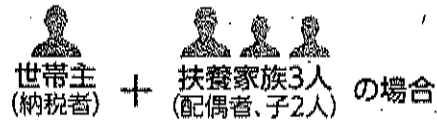
## 非課税世帯 給付7万円

岸田文雄首相が検討を指示した増収増の還元策について、政府は所得税などを1人あたり年4万円差し引く「定額減税」を実施する方向で調整に入った。来年度に限った措置で、所得制限は設けず扶養家族も対象にする。低所得者対策として、住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり7万円程度の現金給付も実施する方向だ。▼3面||首相ちぐはぐ、27面||  
 増収増の還元策について、政府は所得税などを1人あたり年4万円差し引く「定額減税」を実施する方向で調整に入った。来年度に限った措置で、所得制限は設けず扶養家族も対象にする。低所得者対策として、住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり7万円程度の現金給付も実施する方向だ。▼3面||首相ちぐはぐ、27面||

### 政府調整

#### 政府が検討する所得・住民減税と給付案

- 所得・住民減税
  - 1人4万円の定額減税
  - 所得制限を設けず、扶養家族も対象
  - 減税の時期は来夏ごろか



4万円 × 4人 = 16万円

- 給付金
  - 住民税非課税世帯に7万円
  - 給付の時期は減税より早まる見通し

**今後の課題**  
 公平性の観点から少額給付者など恩恵が少ない人への対応策を今後検討

## 1年限定 来夏めどす

複数の政府関係者が明らかにした。納税額にかかわらず一定額を差し引く定額減税は、2021年度、22年度の所得税な

対象は所得税や住民税の納税者のほか扶養家族も含め1人あたり4万円で、所得制限はもうけないう方向で調整する。所得減税で3万円、住民減税で1万円の計4万円とする案などが出ている。納税額が多い人は一括で、

少ない人は数カ月かけて税額を差し引く方向。家族4人の場合は計16万円の減税となる。政府は来年1月の通常国会で減税額や時期などを盛り込んだ税制関連改正法案を提出し、年度末までに成立させ、来

年夏ごろの実施をめざす。一方、減税の対象にならない低所得者については、住民税非課税世帯に1世帯あたり7万円を現金給付する方向で調整している。また、元々の納税額が少なくて減税しきれない人への対応も検討する方針。給付額については、減税とのバランスから変わる可能性もある。

岸田首相は26日に開く予定の政府与党政策懇談会で、国民への還元策の具体化を正式に指示する。11月2日にとりまとめ予定の総合経済対策に盛り込みたい考えだ。所得減税をめぐることは1998年の橋本龍太郎内閣で、納税者本人から1万8千円、扶養家族は1人あたり9千円を税額から差し引くなどの定額減税を実施。99年以降は税額から一定割合を引く「一定率減税」に切り替え、07年に全廃されるまで続いた。